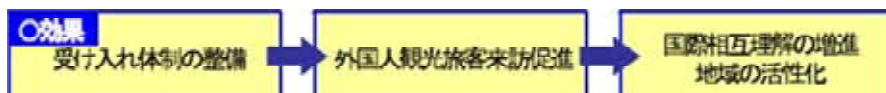


## ウェルカム税制（国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置）の延長 （所得税、法人税）

観光立国推進基本計画に定められている訪日外国人旅行者を2010年までに1000万人とするとの目標を達成するためには、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりが重要であり、外国人旅行者のニーズの高い設備の導入を促進することが必要であることから、外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置について、対象設備を高速通信設備に重点化した上で2年延長する。



所得税・法人税：特別償却30%

対象設備：高速通信設備（新規に取得する120万円以上のもの）

		～ H14年度		H15～H17		H18～H20	
		課税標準の特例	税率	課税標準の特例	税率	課税標準の特例	税率
不動産取得税 (土地・建物)  本則：4%	土地(住宅)	1/2	3%	1/2	3%	1/2	3%
	土地(非住宅)	1/2	4%(本則)	1/2	3%	1/2	3%
	建物(住宅)	-	3%	-	3%	-	3%
	建物(非住宅)	-	4%(本則)	-	3%	-	3.5%( )